

## COVID-19 流行下における EMS 機能の活用について

○佐原博之（サハラ ヒロユキ）1）、長尾信1）、菊地勤1）、橋本英樹1）、小林健1）、高田重男1）、上田博1）、安田健二1）、大野秀棋2）、杉原信2）、羽柴厚2）、横山邦彦3）、木村慎吾4）

1）石川県医師会 2）金沢市医師会 3）公立松任石川中央病院 4）石川県健康福祉部地域医療推進室

### 【はじめに】

COVID-19 患者は、紹介入院時や重症化した際の基幹病院への救急搬送、病院から宿泊療養施設への入所など、多くの移動が発生する。感染拡大を防ぐとともに迅速な情報共有のために、当県では EMS(Emergency Medical Service)機能を使った連携を行うこととした。当ネットワークでは、EMS 機能の乱用や不適切な使用を防ぐために厳格なルールを設定して運用してきたが、これまではあまり活用されていなかったのが実情である。COVID-19 対策として、臨時運用ルールを設定し活用を促した。

### 【COVID-19 流行期における EMS 機能の臨時運用ルールの設定】

#### 1) 同意書の取得について

・平時のルール：原則 EMS を利用して閲覧を希望する医療機関が、患者あるいは患者の家族から書面で同意を取得する。

・臨時運用ルール：COVID-19 の患者では、口頭で同意を得ることを基本とし、カルテに同意を得たことを記載するか、同意を確認した者が同意確認書を記載して保管する。

#### 2) 閲覧先への連絡について

・平時のルール：EMS を利用する場合は、事前に閲覧先の医療機関に電話などで EMS を使用することと、使用を希望する理由を連絡する。ただし、夜間や休日などは後日（1 週間以内）でも可。

・臨時運用ルール：COVID-19 の患者に関しては EMS を使用した場合の当該医療機関への連絡は省略しても可。

#### 3) 救急ボタンの解除

EMS を使用した場合、情報閲覧・提供の両医療機関の当該患者の ID-Link の画面に救急ボタンが表示される。

・平時のルール：緊急時の診療が終了後速やかに、情報閲覧・提供の両医療機関で救急ボタンを解除する。

・臨時運用ルール：情報提供医療機関の救急ボタンは、後日まとめて解除しても可。

### 【利用実績】

・2016 年 11 月～2020 年 8 月の EMS の利用数は 182 回で、COVID-19 が発生した 2020 年 2 月より前は 16 回（0.41 回/月）、以降は 166 回（23.7 回/月）で、月当たりの利用数は 57.8 倍となった。

・2 月、3 月の利用はなく、4 月：50 回、5 月：76 回、6 月：5 回、7 月：4 回、8 月：31 回と当県の COVID-19 の流行に合わせて利用回数が増減した。

・EMS で情報を閲覧した医療機関は 15 施設で、トップは COVID-19 を最も多く受け入れている基幹病院の 79 回（47.5%）、次いで多かったのは宿泊療養施設の 18 回（10.8%）だった。

・EMS で情報を閲覧された医療機関は 19 施設で、1 位 29 回（17.5%）、2 位 28 回（16.9%）、3 位 25 回

(15.1%) と大きな偏りはなく、幅広い病院の情報が閲覧されていた。

**【まとめ】**

COVID-19 対策として臨時運用ルールを設定したことにより、EMS の活用が飛躍的に増えた。今後もセキュリティに十分配慮しつつ、迅速な情報共有を推進していきたい。